

【写】

富山地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

富山労働局一般公示第 44 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、富山県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「富山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 5 年 8 月 23 日

富山労働局長 吉岡 勝利

記

富山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 5 年 9 月 5 日（火）

(3) 推薦書の提出先

富山労働局 労働基準部 賃金室（富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号）

富山労働局長 吉岡 勝利 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

富山地方最低賃金審議会富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（労働者代表・使用者代表）委員の候補者として、下記の者を内諾書添付の上推薦します。

記

（ふりがな） 氏 名	年 齢 （生年月日）	現 住 所 （連絡先）	現 職	所属団体及び その地位	略 歴	備考

（記入上の注意）

所属団体及びその地位欄には、候補者の所属団体が多数ある場合は、その所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること。

内 諾 書

富山労働局長 吉岡 勝利 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、富山地方最低賃金審議会富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員に任命されたときには、就任することを内諾します。